

【記載例】

国会議員関係政治団体(1号団体)に該当しなくなったとき

届出事項等の異動届

※ 届出日を記載のこと

※ 届出事項に異動があった日から7日以内に、選管に届出

書類を持参して届出のこと（郵便等による届出は不可）

→ 令和〇年〇月〇日

総務大臣

殿

徳島県選挙管理委員会

政治団体の名称

徳島太郎後援会

事務所の所在地

徳島市万代町1丁目1番地

代表者の氏名

徳島 太郎

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
 { 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } } に異動があった
ので、同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項 **国会議員関係政治団体の区分**

2 内容

(1) 新 **国会議員関係政治団体以外の政治団体**

(2) 旧 **法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体**

代表者である公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員（現職）

3 異動年月日 **令和〇年〇月〇日**

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。